## トランプ政権の関税政策の全容(IEEPA)

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信
国際緊急 経済権限法 (IEEPA)	中国原産品	2月4日	・ 既存の関税率に10%を上乗せ	2月3日
		3月3日	<ul><li>上乗せ関税率を20%に引き上げ</li></ul>	3月4日
	カナダ、メキシコの 原産品	3月4日	<ul><li>全品目に25%(カナダ産エネルギー・資源品目は10%)</li></ul>	3月4日
		8月1日	・ カナダ→35%、メキシコ30%(メキシコは90日間延期)に関税が引き上げ	7月11日 7月14日 8月1日
		3月7日	・ 米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の原産地規則を満たす産品は追加関税の適用除外対象 ※ただし、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	3月7日
	ブラジル原産品	8月6日	・ 既存の関税率に40%を上乗せ(ベースライン関税10%とは別に上乗せ)	8月1日
	インド原産品	8月27日	・ 既存の関税率に25%を上乗せ予定(相互関税25%とは別に上乗せ)	8月7日
	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは対象外	4月5日 4月9日 8月7日	<ul> <li>第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ第2段階として4月9日以降、57カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ →4月10日~8月1日まで引き上げ税率の適用を停止したほか、新たに課税対象国を追加。中国は5月14日~8月12日まで停止。→7月28~29日の米中通商協議でさらに90日の延期が発表。※332条などで追加関税発動済みの品目など一部対象外・日本との関税交渉が7月22日(米国時間)に終了、日本は15%に・EUとの関税交渉が3月21日(米国時間)に発表・米中首脳会談を踏まえた米中合意のファクトシートを11月1日(米国時間)に発表</li> </ul>	4月3日
				4月9日
				4月9日
				4月10日
				5月14日
				7月8日
				<u>7月10日</u> 7月23日
				<u>7月23日</u> 7月24日
				7月24日
				7月28日
				7月29日
				7月31日
				8月1日
				8月4日
				8月6日
				8月7日
				8月22日
				9月17日
				11月4日
	ベネズエラ産原油を輸入する 国・地域の原産品	4月2日	<ul> <li>ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に25%を上乗せ。発動の是非の判断は国務長官の裁量となっている</li> </ul>	3月25日

## トランプ政権の関税政策の全容(232条・301条)

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信
	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	・ アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ	2月17日
			• 適用除外を撤廃、対象品目を追加	3月12日
			※米国で溶解・鋳造・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課されない	3月17日
		4月4日	・ アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加	4月7日
		6月4日	・ 鉄・アルミ製品の追加関税率を25%から50%に引き上げ(英国除く)	6月4日
		6月23日	• 白物家電を関税対象に追加	6月23日
		8月18日	・ 約400品目を関税対象に追加	8月19日
	自動車・同部品	4月3日 5月3日	自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ     部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ     ※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格にのみ追加関税が課される     ただし、部品についてはそのプロセスが確立するまで追加関税は免除	4月3日
		4月29日	一部の追加関税の累積の停止および自動車部品に対する追加関税に相殺制度を設ける	4月30日
1962年	銅	8月1日	・ 銅製品に対して8月1日以降、追加関税率を50%にする	3月14日
通商拡大法 232条				7月11日
				7月31日
				8月4日
	木材製品	10月14日	・ 木材製品に対して10月14日以降、追加関税率を10-25%にする ※英国は10%、EU、日本は一般関税率(MFN税率)と合わせて15%を上限とする	3月14日
				10月1日
	半導体、医薬品	_	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月15日
	重要鉱物	_	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月16日
	中・大型トラック	11月1日	・ 中・大型トラックに対して11月1日以降、追加関税率を25%にする (HTSUS8702に分類されるバスなどは10%)	<u>4月24日</u> 10月21日
	民間航空機・同部品	_	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	5月12日
	ポリシリコン・無人航空機システム	_	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	7月16日
	風力タービン・同部品	_	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	8月22日
	ロボット・産業機械、 個人用防護具(PPE)・医療機器	_	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	9月26日
1974年通商法 301条	ブラジル輸入品	_	・ 301条による調査をUSTRに指示、調査中	7月17日
	中国をはじめとする 海事・物流・造船分野		<ul><li>・中国製船舶の米国港湾入港に10月14日以降、追加料金を徴収(自動車運搬船は中国に限定しない)</li><li>・中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する追加関税率を11月9日以降、100%に引き上げ</li></ul>	4月22日
				10月14日
	二カラグア輸入品	_	・ 301条調査を完了、最大100%の追加関税を検討	10月22日